

## 「行田軽トラ朝市」は「行田はちまんマルシェ」に生まれ変わります

毎月第3日曜日に、市民プールに隣接する芝生広場で開催していた行田軽トラ朝市は、このたび、行田の豊かな農産物や食材をテーマとした行田はちまんマルシェに生まれ変わります。会場をパワースポットとして名高い行田八幡神社を有する八幡通りに移し、開催回数も大幅に増やします。家族や友人をお誘い合わせの上、ぜひお出掛けください。



また、行田はちまんマルシェと一緒に盛り上げてくださる出展者を募集しています。市内で農業を営んでいる方、食品や飲食店を営んでいる事業者、またクラフト品を製作している方など、出展してみませんか。詳しくは、行田軽トラ朝市実行委員会まで問い合わせください。

- ▶日時 10月の開催予定 10月11日(日)・18日(日)・25日(日)午前9時～正午※以降、毎週日曜日午前9時～正午
- ▶場所 若葉保育園(行田11-10)駐車場※車でお越しの際は、行田市バスターミナルをご利用ください。
- ▶販売品目 市内で収穫された新鮮野菜や果物をはじめ、市内の事業者が販売する食品や菓子などの加工品、軽食、クラフト品など
- ▶その他 行田軽トラ朝市で発行していた買物券は、令和2年度の間に限り、引き続きご使用いただけます。
- ▶問い合わせ 同実行委員会(農政課内・内線388)

## 市役所の窓口でキャッシュレス決済が利用できます

市役所窓口で発行される各種証明書などの交付手数料の支払いにQRコード決済が利用できるようになります。

- ▶開始予定日 10月1日(休)
- ▶対象 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄(抄)本、戸籍の附票の写し、所得課税証明書、納税証明書、固定資産税評価証明書などの交付手数料
- ▶利用できる決済サービス 楽天Pay、Pay Pay
- ▶取扱窓口 市民課、税務課
- ▶その他
  - ・南河原支所および地域公民館での証明書の発行手数料の支払いには利用できません。
  - ・現金との併用はできません。
  - ・市税、斎場使用料などの支払いには利用できません。
- ▶問い合わせ 市民課(内線242)または税務課(内線231)



## プレミアム付共通商品券の引き換えはお済みですか

プレミアム付行田市内飲食店・商店共通商品券の引き換え期間は10月30日(金)までです。購入引換券(当選はがき)をお持ちの方は早めに引き換えください。

- また、商品券引き換えの際は、購入引換券と代金を忘れずに持参してください。
- ▶引き換え時間 午前10時～午後4時(土・日曜日を除く)
- ▶引き換え場所 行田市商店会連合会(商工センター3階)
- ▶その他
  - ・往復はがきによる購入申し込み受け付けは既に終了しています。
  - ・購入引換券の再発行はできません。
  - ・購入引換券をお持ちでない場合および期間が過ぎた場合は引き換えできません。
  - ・利用可能店舗は、市ホームページから確認してください。
- ▶問い合わせ 同商店会連合会 ☎556-8003 または 商工観光課(内線382)

▼問い合わせ 教育総務課総務担当 ☎556-8311



大澤 恵子氏

9月定例会市議会で同意を得て、教育委員会委員として大澤恵子氏(栄町)が新たに任命されました。

## 大澤恵子氏が教育委員会委員に任命されました



鳥海 進氏

9月定例会市議会で同意を得て、固定資産評価審査委員会委員として鳥海進氏(小針)が選任されました。

## 鳥海進氏が固定資産評価審査委員会委員に選任されました

▼問い合わせ 固定資産評価審査委員会(監査委員事務局内・内線324)

## 小規模事業者家賃支援給付金の申請はお済みですか

7月20日から申請を受け付けている行田市小規模事業者家賃支援給付金の申請期限は11月2日(月)までです。対象となる方で、まだ申請書を提出されていない方はお早めに申請してください。

- ▶給付額 1事業者に対し1カ月の家賃の3分の1を6カ月分支援(合計で上限10万円、口座振込)※1回のみ
- ▶給付要件 次の全てに該当する小規模事業者または個人事業主
  - ・7月1日現在、市内で主たる事業を行っていること(市内在住でも市外で主たる事業を行っている場合は対象外)
  - ・今後も事業の継続を目指していること
  - ・2月～8月のうち、1カ月間の売上金額が前年同月比で30パーセント以上減少していること。または前年同月との比較ができない場合は、本年1月～8月の間、連続する任意の2カ月間を比較し、売上金額が30パーセント以上減少していること
  - ・賃貸借契約者の借主が本給付金の申請者であること
  - ・7月1日時点で市内の土地や建物を自らの事業のために賃借しており、賃料を支払っていること
  - ・昨年の事業収入が収入全体の過半以上を占めていること
- ▶申請方法 11月2日(消印有効)までに申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添付の上、郵送により提出してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。その他、商工観光課、南河原支所、行田商工会議所、南河原商工会でも配布しています。
- 【郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市商工観光課小規模事業者家賃支援担当
- ▶問い合わせ 同課(内線383・375)

## 第6次行田市総合振興計画(案)に対する意見を募集します

現在、市の施策全般を網羅する最上位計画である第6次総合振興計画(計画期間:令和3年度～令和12年度)の策定を進めています。このたび、審議会での審議を経て計画の案がまとまりましたので公表し、市民の皆さんなどからの意見を広く募集します。

- ▶募集期間 10月27日(火)まで
- ▶計画書案の閲覧場所 市政情報コーナー(本庁舎2階)、南河原支所  
※市ホームページでも閲覧可
- ▶案に対する意見の提出 次のいずれかに該当する方は、意見の提出ができます。
  - (1)市内在住の方
  - (2)市内で事業を行っている方または団体など
  - (3)市内在勤・在学の方
  - (4)市に対して納税義務を有する方または団体など
  - (5)当該計画に対して利害関係を有する方または団体など
- ▶提出方法 意見の他に、前項のうち該当する番号((1)～(5))と、個人の場合は、住所、氏名、電話番号を、法人など団体の場合は、事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号を明記の上(様式自由)、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。なお、電話や口頭での受け付けは行いません。
- 【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市企画政策課【FAX】553-1355【Eメール】kikakuseisaku@city.gyoda.lg.jp
- ▶いただいた意見の取り扱いについて 個人を特定できないよう編集し、概要を市ホームページで公表します。また、意見に基づいて計画を修正した場合は、その内容を公表します。なお、個別に回答はしませんのでご了承ください。
- ▶問い合わせ 同課企画政策担当(内線309)